

なぎさ保育園 重要事項説明書

令和6年4月1日 改定

保育の提供の開始にあたり、当園があなたに説明すべき内容は、次のとおりです。

1 施設運営主体

| | |
|-------|----------------|
| 名 称 | 社会福祉法人江育会 |
| 所在地 | 滋賀県大津市打出浜3番48号 |
| 電話番号 | 077-510-1771 |
| 代表者氏名 | 理事長 秋本 孝幸 |

2 利用施設

| | |
|--------|---|
| 施設の種類 | 保育所 |
| 施設の名称 | なぎさ保育園 |
| 施設の所在地 | 滋賀県大津市打出浜3-48 |
| 連絡先 | 電話番号 077-510-1771 FAX 077-510-1772 |
| 管理者 | 園長 鳥越 智子 |
| 対象児童 | 児童福祉法及び子ども・子育て支援法の定めるところにより、保育を必要とする小学校就学前児童 |
| 認可定員 | 0歳児 12人 1歳児 18人 2歳児 21人 3歳児 22人 4歳児 23人 5歳児 24人 |
| 利用定員 | 満3歳以上の児童 69人 満1歳以上満3歳未満の児童 39人 満1歳未満の児童 12人 |
| 開設年月日 | 平成27年4月1日 |
| 事業所番号 | 7160005009972 |

3 施設の目的・運営方針

なぎさ保育園（以下「当園」という。）は、以下の運営方針に基づき、保育を必要とする児童を日々受け入れ、保育を行うことを目的とします。

- (1) 「当園」は、保育の提供に当たっては、入園する乳児及び幼児（以下「園児」という。）の最善の利益を考慮し、その福祉を積極的に増進することに最もふさわしい生活の場を提供するよう努めます。
- (2) 「当園」は、保育に関する専門性を有する職員が、家庭との緊密な連携の下に、園児の状況や発達過程を踏まえ、養護及び教育を一体的に行います。

- (3) 「当園」は、園児の属する家庭や地域との様々な社会資源との連携を図りながら、園児の保護者に対する支援及び地域の子育て家庭に対する支援等を行うよう努めます。

4 当園における施設・設備等の概要

(1) 施設

| | | |
|----|------|------------------------|
| 敷地 | | 1224.83 m ² |
| 園舎 | 構造 | 鉄筋コンクリート造 2階建 |
| | 延べ面積 | 858.08 m ² |
| 園庭 | | 305.36 m ² |

(2) 主な設備

| 設備 | 部屋数 | 備考 |
|----------|--------|--|
| 乳児室 | 1室 | つき組(0歳児クラス)、ゆき組(1歳児クラス) |
| 調乳室 | 1室 | |
| ほふく室 | 乳児室に含む | |
| 保育室 | 5室 | はな組(2歳児クラス)、ほし組(3歳児クラス)、うみ組(4歳児クラス)、そら組(5歳児クラス)、一時保育室について各1室 |
| 遊戯室(ホール) | 1室 | |
| 調理室 | 1室 | |

5 提供する保育等の内容

当園は、保育所保育指針に基づき、子どもの心身の状況等に応じて、以下の保育その他の便宜の提供を行います。

(1) 特定教育・保育及び時間外保育の提供

下記8に記載する時間において、保育を提供します。

(2) 外部講師によるカリキュラム指導の実施

外部講師による専門科目の指導を年齢に合わせて行います。

(3) その他

一時預かり保育の実施

6 職員の職種、員数及び職務の内容

| 職 種 | 職務の内容 | 員数 | 常勤 | 非常勤 | 備考 |
|-----------|---------------------------------|-------|----|-----|-------|
| 園長 | 園務をつかさどり、所属職員を監督 | 1 | 1 | | |
| 主任 保育士 | 園長を助け、命を受けて園務の一部を整理、園児の保育をつかさどる | 1 | 1 | | |
| 保育士 | 保育業務全般 | 15人以上 | | 2 | |
| 栄養士 | 調理・栄養管理業務全般 | 4 | 4 | | 調理を兼務 |

当園では、大津市の定める基準を遵守し、保育の実施に必要な職員として、上記の職種の職員を配置しています。

<各職種の勤務体系>

| 職 種 | 勤務体系 |
|---------|----------------------------------|
| 園長 | 正規の勤務時間帯（7：00～19：00）※うち8h勤務 |
| 主任保育士 | 正規の勤務時間帯（7：00～19：00）※うち8h勤務 |
| 保育士 | 正規の勤務時間帯（7：00～19：00）※うち8h勤務 |
| 栄養士・調理師 | 正規の勤務時間帯（7：45～16：45）（8：30～17：30） |

※ ローテーションにより勤務日及び勤務時間帯は異なります。

※ 職務の都合上、上記とは異なる勤務時間帯となることがあります。

7 保育を提供する日

保育を提供する日は、月曜日から土曜日までとします。

ただし、年末年始（12月29日から1月3日）及び祝祭日は休園、夏期・冬期・年度末（3/31）・入卒園式は希望保育、びわ湖花火大会実施日は通行止めなどの関係により7：00～15：00の保育となります。

8 保育を提供する時間

保育を提供する時間は、次のとおりとします。

(1) 保育標準時間認定に係る保育時間

保育標準時間認定に係る支給認定証を市町村から交付されている方の場合、7時から18時までの範囲内で、保育を必要とする時間となります（実際に保育を提供する日及び時間帯は、就労時間その他保育を必要とする時間を勘案し、当園との協議のうえで保護者ごとに個別に決定します）。

なお、上記以外の時間帯において、就労等の理由により保育が必要な場合は、19時までの範囲内で、時間外保育を提供いたします（時間外保育の利用に当たっては、市町村にお支払いいただく通常の保育料の他に、別途利用者負担が必要となります）。

(2) 保育短時間認定に係る保育時間

保育短時間認定に係る支給認定証を市町村から交付されている方の場合、9時から17時までの範囲内で、保育を必要とする時間となります（実際に保育を提

供する日及び時間帯は、就労時間その他保育を必要とする時間を勘案し、当園との協議のうえで保護者ごとに個別に決定します。

なお、上記以外の時間帯において、就労等の理由により保育が必要な場合は、7時から9時まで又は17時から19時までの範囲内で、時間外保育を提供いたします（時間外保育の利用に当たっては、市町村にお支払いいただく通常の保育料の他に、別途利用者負担が必要となります）。

9 食事の提供方法及び提供を行う日、アレルギー対応状況及び栄養士の配置状況

(1) 食事の提供方法

自園調理

(2) 食事の提供を行う日

保育を提供する日は、毎日食事の提供を行います。

児童の年齢に応じ、以下の時間帯に食事の提供を行います。

| | 午前間食 | 昼食 | 午後間食 | 備考 |
|-----|--------|---------|------|----|
| 0歳児 | 9時30分頃 | 11時頃 | 15時頃 | |
| 1歳児 | 9時30分頃 | 11時頃 | 15時頃 | |
| 2歳児 | 9時30分頃 | 11時頃 | 15時頃 | |
| 3歳児 | | 11時30分頃 | 15時頃 | |
| 4歳児 | | 11時30分頃 | 15時頃 | |
| 5歳児 | | 11時30分頃 | 15時頃 | |

※ 献立表は毎月別途お知らせします。

(3) アレルギー対応状況

除去食及び代替食に対応

食物アレルギー対応マニュアル有

(4) 栄養士の配置状況

| 職務の内容 | 員数 | 常勤 | 非常勤 | 備考 |
|-------------|----|----|-----|----|
| 園児の栄養指導及び管理 | 4 | 4 | 0 | |

※ 食物アレルギー等、体質に合わない食材があればご連絡ください。

10 利用料金

(1) 特定教育・保育に係る利用者負担（保育料）

支給認定を受けた市町村に対し、当該市町村が定める保育料をお支払いいただきます。

(2) 保育の提供に要する実費に係る利用者負担金等

(1)に掲げる保育料のほかに、行事などで使用する教材費、給食に係る主食費、副食費、延長保育利用時に係る延長料金など別表に掲げる費用を負担していただきます。

お支払い方法については別表をご確認ください。

11 特別支援教育・障がい児保育の取組状況

地域社会の中で、障がいのある子どもとない子どもが共に育ち合うことを基本的な考え方として障がい児保育を行っています。

12 利用の開始に関する事項

大津市より支給認定を受け当園に入所が決定し、保護者が本重要事項説明書等に同意された後に保育の提供を開始します。

園児の登降園は、その保護者の責任の下、行っていただきます。

13 利用の終了に関する事項

当園は、以下の場合には保育の提供を終了します。

- (1) 園児が小学校に就学したとき
- (2) 児童の保護者が、児童福祉法又は子ども・子育て支援法に定める支給要件に該当しなくなったとき
- (3) その他、利用の継続について重大な支障又は困難が生じたとき

14 嘱託医

当園は、以下の医療機関と嘱託医契約を締結しています。

(1) 内科、小児科

| | |
|-----------|-------------------|
| 医療機関の名称 | やまもとファミリークリニック |
| 医院長名又は医師名 | 山本 貴子 |
| 所在地 | 大津市におの浜 2-2-5-108 |
| 電話番号 | 077-526-8970 |

(2) 歯科

| | |
|-----------|----------------|
| 医療機関の名称 | ほしやま歯科医院 |
| 医院長名又は医師名 | 星山 高角 |
| 所在地 | 大津市馬場 1 丁目 8-5 |
| 電話番号 | 077-572-6935 |

15 緊急時の対応

お預かりしている園児に病状急変等の緊急事態が発生した場合には、園医又は医療機関へ受診及び緊急連絡先等へ速やかに連絡を行います。

16 非常災害時の対策

| | |
|---------|--|
| 非常時の対応 | 別途に定める、消防計画書により対応いたします。 |
| 防災設備 | ・自動火災報知機 有 ・誘導灯 有 ・ガス漏れ報知機 有 ・非常警報装置 有 ・その他、カーテン、敷物、建具等の防災処理 有 |
| 避難・消火訓練 | 避難及び消火の訓練は、毎月1回以上実施します。 |

17 虐待の防止のための措置に関する事項

職員による園児への虐待防止のため、以下の措置を講じています。

- (1) 職員に対して虐待防止研修を実施
- (2) 虐待防止マニュアルの作成、運用

18 要望・苦情等に関する相談窓口

当園では、要望・苦情等に係る窓口を以下のとおり設置しています。

| | | |
|---------------|----------------------------|--------------------|
| 当園 ご利用相談窓口 | ・窓口担当者 鳥越 智子(園長) | |
| | ・ご利用時間 9:00~18:00 | |
| 第三者委員 | ・電話番号 077-510-1771 | |
| | F A X 077-510-1772 | |
| | 担当者が不在の場合は、当園職員までお申し出ください。 | |
| | 藤井重美 | 電話番号 090-2199-8298 |
| | 小埜節子 | 電話番号 080-1437-3594 |

19 利用者に対しての保険の種類・保険事故・保険金額

当園では、以下の保険に加入しています。

| | |
|-------|------------------|
| 保険の種類 | 賠償責任保険、傷害保険、火災保険 |
|-------|------------------|

20 個人情報の保護に関する基本方針

当園では個人情報保護に関する基本方針として、当園の職員及び職員であった者は、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用園児又はその家族の秘密を漏らしてはならないとしています。

- (1) 当園では、小学校、他の特定教育・保育施設等、地域子ども・子育て支援事業を行う者その他の機関に対して、利用園児に関する情報を提供する際には、あらかじめ利用園児の保護者の同意を得るようにします。ただし、特定の理由がある場合もしくは別に定めのある場合は除きます。なお、転園、就学の際には園児要録の移送等、個人情報の伝達があります。
- (2) 当園では園児氏名、写真・作品などについて、広報活動や取材等に使用が必要な場合は、園児の名前や顔等が特定されないように使用します。氏名や顔が特定されるものについては、保護者の了承を得た上で、使用することとします。

- (3) 当園での写真販売は、写真業者に委託し、管理、販売をしています。
- (4) 園児や保護者の個人情報、情報は、情報当初の目的に鑑み適切に使用し、本人や当園の了解がない第三者への公開並びに複製の配布を行わないこととします。
- ※個人情報とは氏名や住所の基本情報の他、DVD や写真の肖像データも含まれます。
- ※第三者とは保護者を含む親類関係者以外を指します。
- ※私的 HP (ホームページ) やブログへの掲載や他の媒体への提供などは原則的にできません。

21 当園におけるその他の留意事項

| | |
|----------------------|---|
| 喫煙 | 当園の敷地内はすべて禁煙です。 |
| 宗教活動 政治活動 営利活動 | 利用者の思想、信仰は自由ですが、他の利用者に対する宗教活動、政治活動及び営利活動はご遠慮ください。 |

別表

1 保育の提供に要する実費に係る利用者負担金

| 項目 | 内容、負担を求める理由及び目的 | 金額 |
|------------|------------------------|-----------|
| 教材費 0~2 歳児 | 行事等で係る費用 | 月額 1000 円 |
| 教材費 3~5 歳児 | 月刊絵本代 使用済みおもむつの処分費用 | 月額 3000 円 |
| 3~5 歳児 主食費 | 給食に係る費用 | 月額 1500 円 |
| 3~5 歳児 副食費 | | 月額 4500 円 |

※教材費・副食費については保護者指定の口座から振替させていただきます。

口座振替ができなかった月は現金でお支払いいただきます。

※教材費は行事の費用や別途購入いただいた用品の金額を差し引き、卒園時もしくは退園時に返金をさせていただきます。

※上記以外に入園時に体操服や備品の購入が必要です。(料金は別紙にて)

2 時間外保育に係る利用者負担

・標準保育では 18:00 以降の利用で、短時間保育は 7:00~9:00、17:00 以降の利用で 30 分 100 円単位の料金が別途発生します。

※延長料金に係る費用は、翌月現金にて集金させていただきます。

以上、重要事項説明書の内容をご確認いただけた方は別紙の重要事項説明同意書に署名し、提出をお願いします。

この重要事項説明書は今後内容に変更がある場合、更新し再度配布いたします。ご質問などありましたら、職員までお声掛けください。よろしくお願い致します。

重要事項説明同意書

なぎさ保育園園長 殿

令和6年4月1日改定の「なぎさ保育園 重要事項説明書」に記載されている事柄について、書面を確認し、内容に同意しました。

年 月 日

園児氏名 _____

保護者氏名 _____

⑩